

ご契約者の皆様へ

**あん摩マッサージ指圧師**

**はり師・きゅう師**

**賠償責任保険のご案内**

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の方々の施術事故に備える保険です。施術所以外での  
施術による事故も補償します。

取扱代理店 株式会社 ウーベル保険事務所  
引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

# あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師 賠償責任保険

## ■ 保険金をお支払いする場合

1. 被保険者（補償を受けることができる方）または業務の補助者が日本国内で行った鍼灸あん摩マッサージ指圧業務（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に規定されるものおよび介護保険法に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」に規定される機能訓練指導）によって万一患者等の他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊した場合で、保険期間中においてその事故が発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。
2. 上記に加え、所有・使用・管理する施術所施設の不備や欠陥または鍼灸あん摩マッサージ指圧業務以外の施設の用法に伴う仕事の遂行が原因で、保険期間中に患者や見舞客、通行人等の他人の身体に障害を与えたり、それらの人の持ち物等の他人の財物を損壊したことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。（施設危険担保特約）

## ■ この保険にご加入頂ける方

現在この保険をご契約いただいている方。

### ■ この保険の対象となる方

・被保険者としてご契約手続きをされた方（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格をお持ちの方に限りま  
す。）

## ■ この保険でお支払いする保険金

### （１）お支払いする保険金の種類

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払します。

①法律上の損害賠償金：法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要になります。

②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

③損害防止軽減費用：事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

④緊急措置費用：事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任が無いことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

### （２）保険金のお支払い方法

・①は、①の額から免責金額（\*）を控除して支払限度額を限度にお支払いします。

（\*）「施設危険担保特約」部分の事故に限り、免責金額が設定されています。

・②～⑤は、原則としてその全額をお支払いします。ただし、②について①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

## ■ 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では下記のような場合の事故・損害は損害保険金のお支払い対象とはなりませんのでご注意ください。以下に記載する事項は主な事項であり、保険金をお支払できない全ての場合について記載しているものではありません。また、施設危険担保特約部分については別の条項が適用されるため、一部を除いて以下に記載する事項とは異なります。詳細につきましては、約款をご確認いただき、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせ

わせください。

- ①日本国外で行った業務。
- ②保険契約者、被保険者の故意。
- ③業務の結果を保証することにより加重された賠償責任。
- ④名誉毀損または秘密漏洩に起因する損害。
- ⑤故意・重過失により、被保険者または業務の補助者が法令に違反して行った行為に起因する損害。
- ⑥法令で定める所定の資格を有しないあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師が行った業務に起因する損害。
- ⑦被保険者または業務の補助者が行う外科手術、薬品の投与もしくはその使用の指示に起因する損害。
- ⑧応急手当をする場合を除き、被保険者または業務の補助者が医師の同意を得ずに、脱臼または骨折の患部に対して行った行為に起因する損害。
- ⑨「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症および左記の感染症に該当しないウイルス性肝炎の発生に起因する損害。

等

## ■ 保険期間

2020年6月1日午後4時～2021年6月1日午後4時（1年間）

※中途加入（\*）（申込締切：毎月20日、補償期間：申込翌月1日午前0時～2021年6月1日午後4時）は随時受け付けています。

（\*）このご案内では、保険期間中の被保険者の追加を「中途加入」といいます。以下の記載において、同様とします。

## ■ 保険料（掛け金）とお支払い限度額

| 1. 年間保険料（一時払のみ）                                                                              | 2. 支払限度額                                                                                                                                       | 3. 免責金額                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 9,730円（施術所単位）<br><br>中途加入の場合には、加入時期に応じて別途定める短期率を適用した保険料となります。詳細につきましては、ウーベル保険事務所までお問い合わせ下さい。 | 鍼灸あん摩マッサージ指圧業務に起因する事故<br>対人賠償：1名 1億円<br>1事故・保険期間中 3億円<br>対物賠償：1事故1,000万円<br><br>施設危険担保特約部分の事故<br>対人賠償：1名 5,000万円<br>1事故 1億円<br>対物賠償：1事故1,000万円 | 鍼灸あん摩マッサージ指圧業務に起因する事故<br>なし<br><br>施設危険担保特約部分の事故<br>対人賠償・対物賠償共通1事故につき1,000円 |

## ■ 万一事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が保険事故または保険事故・損害の原因となる偶然な事故が発生したことを発見したときは、遅滞なく次の事項をウーベル保険事務所までご連絡下さい。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

- ① 事故を発見した日時・場所
- ② 事故発生の日時・場所
- ③ 被害者の住所・氏名
- ④ 事故の状況・原因
- ⑤ 受けた損害賠償請求の内容と金額
- ⑥ その他の必要事項

## ■ お問い合わせ先

取扱代理店：株式会社 ウーベル保険事務所

東京都中央区新富2-4-5 ニュー新富ビル8階 〒104-0041

電話（03）3553-8552 FAX（03）3553-8553

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社（担当）情報産業部ICT室

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

電話（03）5223-3585